建設業就職イメージアップ動画の作成及び広報業務評価基準

項目	評価のポイント	配点	係数	評価点
1　建設業の社会貢献性の認知拡大に資する動画の作成業務				
（1）	〈全体方針〉 動画作成の方針が、成果指標の達成に向けた、根拠に基づいたアプローチ方法となっており、ターゲットの行動変容を見込める具体的な目標・計画・手法を含んだ内容となっているか。	4	4	16
（2）	〈クリエイティブ（制作物）の内容〉 動画のクリエイティブ（制作物）案が、成果指標の達成並びに、業務ターゲットの行動変容及び、社会貢献性の認知が見込める、適切なものとなっているか。	4	6	24
（3）	〈過去の実績〉 過去作成の動画は、視聴者に内容が伝わりやすくなるよう工夫されており、本業務における目的達成を期待できるか。（実績動画の審査）	4	6	24
（4）	〈実現可能性〉 計画的かつ現実的なスケジュールと進め方が提案されているか。 また、業務の遂行に必要な人員の確保、業務に精通した担当者等の配置、県と随時連絡が取れる体制が確保され、確実な遂行が可能と認められるか。	4	4	16
2　社会貢献性の認知拡大のための広報業務				
（1）	〈広報計画〉 動画の視聴数を伸ばす広報計画は、視聴数の実現可能性が高い内容か。（ターゲットに対する広報媒体の工夫等）	4	3	12
（2）	〈モニタリング指標〉 モニタリング指標の提案内容は、成果指標の達成状況を測定するための、適切な項目となっているか。	4	2	8
（3）	〈モニタリング指標の結果に対する対応〉 モニタリング指標の結果に対する業務期間内の対応方針（広告の見直し等）は、業務期間内での対応可能性が高く、適切なものとなっているか。	4	2	8
3　その他				
（1）	〈予算〉 予算額及び経費の内訳が明確であり、業務の内容と照らし合わせて妥当であるか。	4	1	4
（2）	〈その他独自の工夫点〉 上記の以外で、事業の目的の実現のための提案事項や事業者による工夫があるか。また、その内容は適切か。	4	2	8
合計（120点満点）				120

※評価は次の５段階で行い、評価点は項目ごとに設定した係数を掛けた点数を適用する。

評価A:特に優れている(4点)　評価B:やや優れている(3点)　評価C:普通(2点)
評価D:やや劣っている(1点)　評価E:劣っている(0点)

※選定委員会における評価が次の条件に該当する場合は採択しない。

・全委員の合計点が満点の６割に満たない提案事業者